



## < 投与禁忌 > 骨粗鬆症治療薬 SERM の投与禁忌

超高齢化社会にあって、骨粗鬆症の治療のため、内服薬では、Ca 製剤、活性型ビタミン D<sub>3</sub> 製剤、ビタミン K 製剤、ビスホスホネート製剤、選択的エストロゲン受容体モジュレータ (SERM) などが処方される機会が多いとおもわれます。今般、日本医療機能評価機構から、SERM であるピピアント (バゼドキシフェン酢酸塩) が投与禁忌である長期不動状態にある患者に処方され、疑義照会によって活性型ビタミン D<sub>3</sub> 製剤に処方変更になった事例が公表されました (2022 年 No.6)。患者が長期不動状態であることは、薬剤を取りに来た家族の話で分かったとのことであり、このように SERM 製剤 (バゼドキシフェン、ラロキシフェン) が処方されている患者で、薬剤の受け取りを本人ではなく家族での場合や、施設入所の患者の場合は、家族や施設職員から患者の状況を聞き取ることが重要であり、不動状態であることが分かった時点で疑義紹介、代替薬を提案する必要があります。患者情報の収集をしっかり行いましょう。

SERM 製剤の長期不動患者への投与禁忌は、SERM 製剤の重大な副作用である静脈血栓塞栓症が生じやすくなるためです。

ちなみに、当社 43 薬局で 6 月中にピピアント (バゼドキシフェン酢酸塩) 錠を在庫ないしは使用している薬局は 32 薬局でした。

## Lively オンデマンド研修のご案内

当社ホームページ上でのオンデマンド研修として、今回、新たなコンテンツを掲載しておりますので、ご視聴をお願いいたします (強制ではありません)。

今回のテーマは、「医療分野での DX 化」について、「その 1 (12 分)」と「その 2 (13.5 分)」の 2 本立てです。「その 1」には DX (デジタルトランスフォーメーション) の意味と医療 DX について、「その 2」では、薬局薬剤師 DX と電子処方箋 (平成 5 年 1 月運用開始) について解説しております。薬局薬剤師業務のデジタル化に備えて、知識を共有したいと思います。

ホームページ上では、「企業情報」→「オンデマンド研修」をクリックしてパスワード「Lively5565」を入力してください。

## < 学術部への Q & A > 自家製剤加算/疑義照会結果 (東北厚生局岩手事務所の回答)

**[Q1：自家製剤加算]** ビソプロロールフマル酸塩 2.5mg 錠を半割する処方が出たが、市場には 0.625mg 錠はあるが 1.25mg 錠はないので、半割して調剤した場合に自家製剤加算を算定できるか？

**[A]** 薬価収載されている 0.625mg 錠を使用して調剤できるため、半割して調剤しても自家製剤加算は算定できない。

### <学術部のコメント>

仮に処方がビソプロロールフマル酸塩錠 2.5mg を 1 回 0.5 錠 1 日 1 回 14 日分であるとした場合の薬価合計は 10.1 円×7 錠=70.7 円、半割の自家製剤加算が 14 日分で 8 点であるからトータルして 150.7 円となります。0.625mg 錠で調剤した場合は、10.1 円×28 錠=282.8 円となり、2.5mg 錠で調剤して自家製剤加算を加えた場合と比較して約 2 倍の費用となります。患者負担も増えることと、医療費削減の観点からも、0.625mg 製品を使うべきでないと思い、回答した厚生局職員に主張しましたが、受け入れられませんでした。

**[Q2：疑義照会結果の調剤録記載]** 薬局の決まり事として疑義照会の内容を調剤録にも記録しているが、調剤録への記入事項を規定している薬剤師法施行規則第 16 条には、調剤録への疑義照会結果の記載については規定されていません。記載を省略してもいいでしょうか？

**[A]** 処方箋の備考欄又は処方欄の「以下余白」以下の部分に記載していれば、調剤録への記載は省略できる。

### <学術部のコメント>

令和 2 年度個別指導での調剤録記載に関する指導項目に、「疑義照会結果が記載されていない」との指導があることから、疑義照会内容の調剤録記載について、かわら版 No.6 と No.8 で情報提供しておりました。今般、施行規則第 16 条の記載には、疑義照会内容とその結果の記載についての規定はなく、厚生局の指導内容と整合性がないことを厚生局に問い合わせたところ、調剤録に記載する必要はないとのことです。

### (調剤録の記入事項)

第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなった場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。

- 一 患者の氏名及び年令
- 二 薬名及び分量
- 三 調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日
- 四 調剤量
- 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名
- 六 情報の提供及び指導の内容の要点
- 七 処方せんの発行年月日
- 八 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 九 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 十 前条第二号及び第三号に掲げる事項